

# 大規模修繕・更新補助(集約化・撤去の拡充)【H29より】

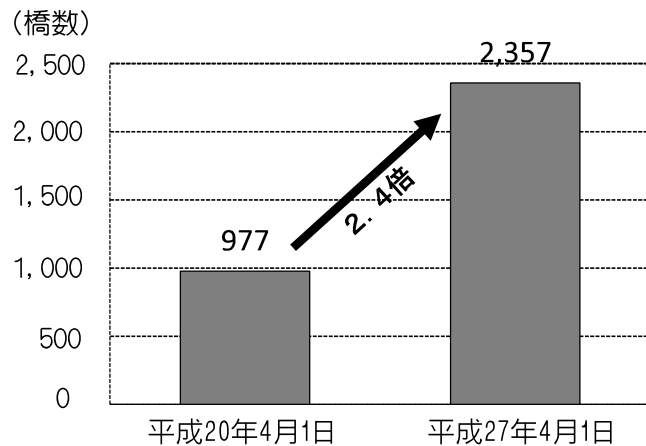
## 制度概要

地方公共団体における老朽化対策を支援するため、大規模修繕・更新補助制度に集約化・撤去を対象として拡充

## 対象事業

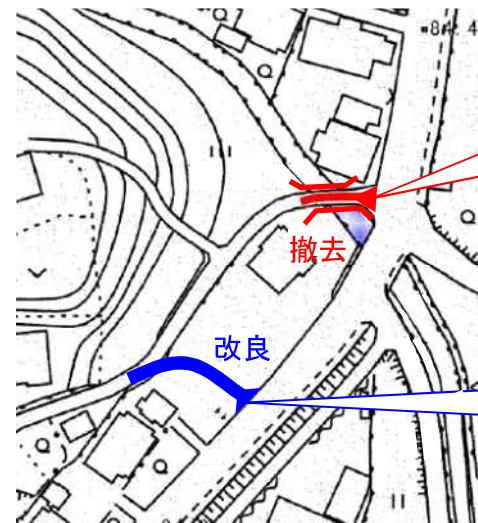
撤去される施設が有していた機能を、同一路線の別の施設に機能を集約する事業

〈地方公共団体管理橋梁で通行規制数が増加〉



※東日本大震災の被災地域は一部含まず

〈集約化・撤去のイメージ〉



老朽橋の撤去



道路の改良(拡幅等)



# 大規模修繕・更新補助制度の概要【H27より】

## 制度の目的

今後、地方公共団体の管理する道路施設の老朽化の拡大に対応するため、大規模修繕・更新に対して複数年にわたり集中的に支援を行うことにより、地方公共団体における老朽化対策を推進し、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とする。

## 補助対象

- ・ 橋脚の補強など、構造物の一部の補修・補強により、性能・機能の維持・回復・強化を図るもの
- ・ 橋梁の架替など、構造物の再施工により、性能・機能の維持・回復・強化を図るもの

## 事業要件

### ■事業の規模

- ・ 都道府県・政令市の管理する道路の場合：全体事業費100億円以上
- ・ 市区町村の管理する道路の場合：全体事業費 3億円以上

### ■インフラ長寿命化計画等（平成29年度以降の措置※）

- ・ インフラ長寿命化計画（行動計画）において、引き続き存置が必要とされているものであること
- ・ 点検・診断等を実施し、その診断結果が公表されている施設であること
- ・ 長寿命化修繕計画（個別施設計画）に位置付けられたものであること

※ 橋長15m未満の橋梁、トンネル及び大型の構造物  
にあつては、平成33年度以降の措置

## 支援内容

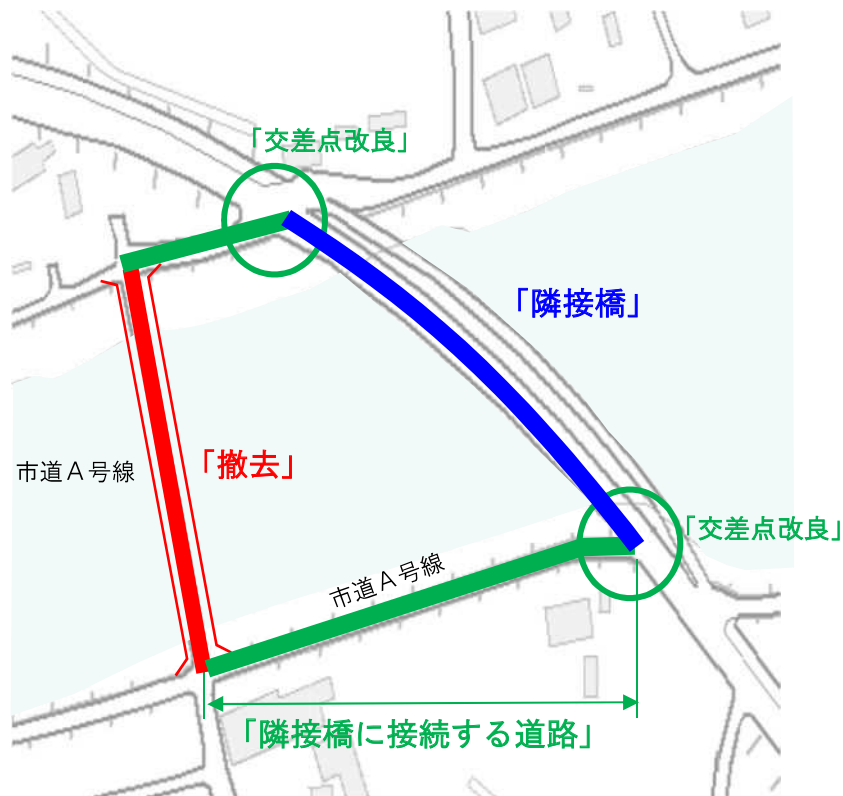
- ・ 防災・安全交付金事業として実施した場合と同等の割合を国費として補助※
- ・ 事業の実施にあたり、国庫債務負担行為制度（4箇年以内）の活用も可能

※現行法令に基づく補助率を上回る分については  
防災・安全交付金により措置

**個別の事業毎に採択するため、課題箇所確実に予算が充当**

# 大規模修繕・更新補助(集約化・撤去の事例)

○迂回路の「隣接橋の対策」や「道路改良」を実施し、通行止めとなっている老朽橋を「撤去」



## 隣接橋の対策

- 老朽化に伴う架け替え
- 拡幅(車道)
- 拡幅(歩道)
- 歩道橋の設置
- 老朽化に伴う修繕

## 隣接橋に接続する道路の改良

- 整備
- 拡幅(車道)
- 拡幅(歩道)
- 交差点改良